独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ソシオネクスト		コード	6526
提出日	2026/5/8	異動（予定）日	2026/4/26	
独立役員届出書の提出理由	監査等委員である取締役の池本守正氏の逝去による指定解除、及び補欠の監査等委員である取締役の阿南剛氏が監査等委員である取締役（独立社外取締役）として就任したため			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鈴木　正俊	社外取締役	○													○		有
2	笠野　さち子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	西畑　一宏	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	市川　育義	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	米田　紀子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
6	阿南　剛	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。
2	該当なし	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。
3	該当なし	上場企業の代表取締役および海外の事業会社の社長を歴任する等のグローバルな事業経営の経験とITサービス関連の豊富な技術的知見を活かし、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。
4	該当なし	上場会社において監査等委員である取締役・監査役を歴任しており、財務・会計、内部統制および監査に関する専門的な立場からの豊富な経験を活かし、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、常勤監査等委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。このため、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。
5	該当なし	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。

6	該当なし	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っていただくことを期待しております。また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っていただくことを期待しております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。

４．補足説明

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定めております。
その内容は以下のとおりです。
なお、当該基準を満たした社外取締役を独立役員としております。

《ソシオネクスト》社外取締役の独立性判断基準
当社は、社外取締役又はその候補者が、次の１から９のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。
ただし、次の1から9のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができる。

1. 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者（注3）
2. 当社グループの主要な取引先（注4）、主要な借入先（注5）、又はそれらの業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている（注6）外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
4. 当社の会計監査人の社員又は使用人
5. 当社グループから多額の寄付を得ている（注7）者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
6. 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
7. 過去3年間において上記1から6のいずれかに該当していた者
8. 当社の主要株主（注8）又はその業務執行者
9. 次のいずれかの者の近親者（注9）
（1）上記1から8に掲げる者
（2）当社グループの業務執行者
（3）過去３年間において当社グループの業務執行者であった者

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。
（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者をいう。
（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいう。
（注4）主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の２%以上が当該取引先への売上である者をいう。
（注5）主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。
（注6）多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の報酬を得ていることをいう。
（注7）多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。
（注8）主要株主とは、議決権を10%以上保有する者をいう。
（注9）近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。